

香川労働局発表

平成 28 年 11 月 28 日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 酒井 浩三 室長補佐 濱野 玉美 【電話】 087-811-8924 HP : http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

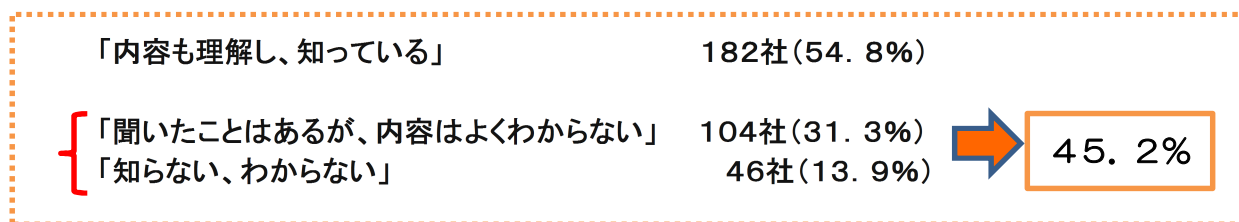
労働契約法に基づく

「無期転換ルール」に関するアンケート結果について

～ 「無期転換ルール」の認知度は54.8%にとどまった ～

香川労働局(局長:辻 知之)は、労働契約法に基づく「無期転換ルール」※についての企業への周知・啓発など今後の施策に活用するため、改正育児・介護休業法等説明会に参加した企業を対象にアンケートを実施しました。(有効回答数 332社)(別添資料1)

その結果、約半数近くの企業(45.2%)が「無期転換ルール」についての認識が不十分であることがわかりました。



このアンケート結果を受けて、香川労働局では今後、以下の取組を進めていくこととしています。

<今後の取組予定>

- 労働局等が開催するあらゆる講習会等においてリーフレット配布による周知を行う。
- 労働基準監督署が行う監督指導時にリーフレットを配布し、周知啓発を行う。
- 労働基準監督署、ハローワーク求人窓口でのリーフレット配布による周知を行う。

※ 「無期転換ルール」とは、

有期契約労働者の雇用の安定を図るため、労働契約法に基づき平成25年4月から、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申込みが、平成30年度から本格的に行われることから、法の趣旨・内容について理解がなければ労使間でのトラブルが生じる可能性があります。

直前になってからでは、無期転換後の就労環境の整備等、必要な対応が間に合わないこともあるため、早急な対応が必要です。

<添付資料>

- 1 「無期転換ルール」に関するアンケート結果
- 2 無期転換の準備、大丈夫ですか？
- 3 ご存知ですか？「無期転換ルール」
～ 準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備 ～